

あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 あきる野市のまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に向け、同法第10条の規定に基づくあきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、及び推進するため、あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること。
- (3) 総合戦略の見直しに関すること。
- (4) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 労働団体の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(謝礼)

第5条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第6条 推進会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。